

農業委員会だより

田原市農業委員会 / ☎ 23 3519 FAX 22 3817



農地利用状況調査(遊休農地に関する調査)を実施します

農地は次世代へつなぐ限りある地域資源です。「荒らさずに耕作すること」が原則です。

農業委員会では、これまでも農地のパトロールを行い、農地の遊休化防止に努めてきました。本年度も9月から10月にかけて、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員が市内全ての農地を対象に、現地調査を行います。

なお、調査の実施にあたり、両委員が農地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農家の皆さまへ

この機会に所有・耕作する農地を適正に管理しているか、一度ご確認ください。

大切な農地を守るための制度をご存じですか？

農地を相続したが農業は営んでいない、高齢のため農業を廃業したいなど、農地の活用に悩んでいる方は、次の制度を利用できるかもしれません。一度相談してみてください。

◆農地・園芸施設バンク制度

農地や園芸施設の遊休化を抑制し、有効利用を図るため、農地などのあつせんを行う制度です。農地などの売買・貸借などでお悩みの方、将来的に農地などの管理に不安がある方、規模拡大を目指す方はお気軽にご相談ください。

【対象の土地】市内の農地

【登録方法】登録申請書を営農支援課へ提出

【価格設定】農業委員会の賃借料情報を参考にして農地所有者が決定

【農地情報の閲覧場所】市HPや営農支援課または、メールでの情報配信

【手数料など】なし

▼営農支援課(田原農業支援センター内) ☎ 22 1126

◆農地利用集積事業

農地の保全や集積(農業の担い手のもとに農地を集めること)を目的とした制度です。賃貸借や売買の契約が簡易に行え、様々な優遇措置もあります。(従事日数、耕作面積、区域などの要件あり)



【賃貸借の注意事項】

農地の賃貸借は、必ず農業委員会の承認を受ける必要があります。

□約束で農地の賃貸借をしている方は、補助金などを申請する際に、その農地を耕作していることになりません。また、何か問題が起きた場合に、自分の権利を主張

することもできません。

本事業を利用すれば、所定の様式に必要な事項を記入するだけで、農地に関する契約ができます。

貸す人、借りる人、双方の権利と義務を明確にするためにも、手続きを行います。

【手順】

①農地利用集積計画申出書を作成(借り手・貸し手双方と農地利用最適化推進委員の署名押印が必要)

②農業委員会事務局に申出書を提出(毎月25日締切)

③翌月の農業委員会で審議・承認

④翌々月1日から希望期間での契約開始。農業委員会事務局が農地利用集積計画(契約書に代わるもの)を双方に発送

※契約期間は原則年単位(20年以内)で契約は自動更新されません

